| 女川原子力発電所保安規定審査資料 |  |
| :---: | :---: |
| 資料番号 | 保－0006－2 |
| 提出年月日 | 2022 年10月19日 |

## 女川原子力発電所 2 号炉

# 原子炉施設保安規定変更に係る説明資料 

（17条，添付 $1-2$ ， $1-3$先行 B WRプラントとの比較表）

【17 条，添付 $1-3$ 抜粋】

## 2022年10月

東北電力株式会社

|  | 保安規定比較表 | ） |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| （重大事故等発生時の体制の整備） <br> 第17条の7 <br> 〔7号炉〕 <br> 社長は，重大事故に至るおそれのある事故又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって，財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。 <br> 2．原子力運営管理部長は，添付 3 「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について計画を定める。 <br> 3．防災安全GMは，第1項の方針に基づき，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行ら体制の整備として，次の各号を含む計画を策定し，防災安全部長の承認を得る。また，計画は，添付 3 に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。 <br> （1）重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な運転員，緊急時対策要員及び自衛消防隊（以下「重大事故等に対処する要員」という。）の役割分担及び責任者の配置に関する事項 <br> （2）重大事故等に対処する要員に対する教育訓練に関する次の事項 <br> ア．重大事故等対処施設の使用を開始するにあたって，あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する ${ }^{*} 1$ こと <br> イ．力量の維持向上のための教育訓練を年 1 回以上実施すること <br> ウ．重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足す ること及び有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練（以下，「成立性の確認訓練」という。）を年 1 回以上実施すること <br> 工．成立性の確認訓練の実施計画を作成し，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得 ること <br> オ．成立性の確認訓練の結果を記録し，所長及び原子炉主任技術者に報告すること <br> （3）重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置，アクセスルートの確保，復旧作業及び支援等 の原子炉施設の保全のための活動，並びに必要な資機材の配備に関すること <br> 4．各GMは，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に揭 げる事項に関する手順を定める。また，手順を定めるにあたっては，添付 3 に示す「重大事故等及 び大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに，重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し，第3項（1）の役割に応じた内容とする。 <br> （1）重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること <br> （2）重大事故等発生時における格納容器の破損を防止するための対策に関すること <br> （3）重大事故等発生時における使用済燃料プールに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するため の対策に関すること <br> （4）重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策 に関すること <br> （5）発生する有毒がスからの運転•対処要員の防護に関すること <br> 5．各GMは，第3項の計画に基づき，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに，重大事故等に対処する要員に第 4 項の手順を遵守させる。 <br> 6．各GMは，第5項の活動の実施結果をとりまとめ，第3項に定める事項について定期的に評価す るとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，防災安全GMに報告する。防災安全GMは，第 3 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ | （重大事故等発生時の体制の整備（2号炉）） <br> 第17条の7 <br> 2 号炉について，社長は，重大事故に至るおそれのある事故または重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炬施設の保全のための活動を行ら体制の整備にあた って，財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。 <br> 2． 2 号炬について，原子力部長は，添付 $1-3$ 「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」 に示す重大事故等発生時における原子炬主任技術者の職務等について計画を定める。 <br> 3． 2 号炉について，防災課長は，第1項の方針に基づき，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行ら体制の整備として，次の各号を含む計画を策定し，所長の承認を得る。ま た，計画は，添付 $1-3$ に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基漼」に従い策定す る。 <br> （1）重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行らために必要な重大事故等対策要員＊1，1号炉運転員，3号炬運転員および初期消火要員（消防車隊）（以下「重大事故等に対処する要員」という。）の役割分担および責任者の配置に関する事項 <br> （2）重大事故等に対処する要員に対する教有訓練に関する次の事項 <br> a．重大事故等対処施設の使用を開始するにあたって，あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する ${ }^{2} 2$ こと <br> b．力量の維持向上のための教有訓練を年1回以上実施すること <br> c．重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を满足 することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練 （以下，「成立性の確認訓練」といら。）を年 1 回以上実施すること <br> d．成立性の碓認訓練の実施計画を作成し，原子炬主任技術者の確認を得て，所長の承認を得 ること <br> e．成立性の碓認訓練の結果を記録し，所長および原子炬主任技術者に報告すること <br> （3）重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置，アクセスルートの碓保，復旧作業，支援等 の原子炬施設の保全のための活動および必要な資機材の配備に関すること <br> 4． 2 号炬について，各課長は，重大事故等発生時における原子炬施設の保全のための活動を行らた めに必要な次に揭げる事項に関する手順を定める。また，手順を定めるにあたつては，添付 $1-3$ <br> に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに，重大事故等対処設備 を使用する際の切替えの容易性を配慮し，第3項（1）の役割江応じた内容とする。 <br> （1）重大事故等発生時における炬心の著しい損傷を防止するための対策に関すること <br> （2）重大事故等発生時における格納容器の破損を防止するための対策に関すること <br> （3）重大事故等発生時における使用済燃料プールに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するため の対策に関すること <br> （4）重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策 に関すること <br> （5）発生する有毒がスからの運転•対処要員の防護に関すること <br> 5．2号炉について，各課長は，第3項の計画に基づき，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに，重大事故等に対処する要員に第 4 項の手順を遵守させる。 <br> 6． 2 号炉について，各課長は，第 5 項の活動の実施結果をとりまとめ，第 3 項に定める事項につい て定期的に評価するとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，防災課長に報告する。防災課長は，第3項に定める事項について定期的に評価を行らとともに，評価の結果に基づき必要な措 | －運用の相違（女川で は，第17条関連 の計画の承認者は発電所長としてい る。） |


|  | 保安規定比較表 | 赤字：設備，運用等の相違（実質的な相違あり） <br> 緑字：記載表現，記載笽所，名称等の相違（実質的な相違なし） <br> 下線：旧条文からの変更箇所 |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| る。 <br> 7．原子力運営管理部長は，第 1 項の方針に基づき，本社が行ら支援に関する活動を行ら体制の整備 として，次の各号を含む計画を策定する。また，計画は，添付 3 に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基淮」に従い策定する。 <br> （1）支援に関する活動を行らための役割分担及び責任者の配置に関すること <br> （2）支援に関する活動を行らための資機材の配備に関すること <br> 8．原子力運営管理部長は，第 7 項の計画に基づき，本社が行ら支援に関する活動を行らために必要 な体制の整備を実施する。 <br> 9．原子力運営管理部長は，第 7 項に定める事項について定期的に評価を行らとともに，評価の結果 に基づき必要な措置を講じる。 <br> ※ 1：重大事故等対処設備を設置若しくは改造する場合，重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに実施する。なお，運転員若しくは緊急時対策要員を新たに認定する場合 は，第12条第2項及び第4項の体制に入るまでに実施する。 | 置を講じる。 <br> 7． 2 号炉について，原子力部長は，第 1 項の方針に基づき，本店が行ら支援に関する活動を行ら体制の整備として，次の各号を含む計画を策定する。また，計画は，添付 $1-3$ に示す「重大事故等 および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。 <br> （1）支援に関する活動を行うための役割分担および責任者の配置に関すること <br> （2）支援に関する活動を行らための資機材の配備に関すること <br> 8． 2 号炉について，原子力部長は，第 7 項の計画に基づき，本店が行ら支援に関する活動を行らた めに必要な体制の整備を実施する。 <br> 9．2号炉について，原子力部長は，第 7 項に定める事項について定期的に評価を行らとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 <br> ※1：2号炬運転員を含む。特に断りがない場合は以下，本編において同様とする。 <br> ※2：重大事故等対処設備を設置または改造する場合，重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに実施する。なお，運転員または重大事故等対策要員（運転員を除く。）を新 たに認定する場合は，第 12 条第 2 項および第 4 項の体制に入るまでに実施する。 |  |


|  | 保安規定比較表 | 赤字：設備，運用等の相違（実質的な相違あり） <br> 緑字：記載表現，記載笝所，名称等の相違（実質的な相違なし） <br> 下線：旧条文からの変更箇所 |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| （大規模損壊発生時の体制の整備） <br> 第17条の8 <br> 〔7号炬〕 <br> 防災安全GMは，大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の各号を含む計画を策定し，防災安全部長の承認を得る。また，計画は，添付 3 に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従 い策定する。 <br> （1）大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること <br> （2）大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関 する次の事項 <br> ア．重大事故等対処施設の使用を開始するにあたって，あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する ${ }^{(1)}$ こと <br> イ．力量の維持向上のための教育訓練を年 1 回以上実施すること <br> ウ．重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足す ることを確認するための訓練（以下，「技術的能力の確認訓練」という。）を年 1 回以上実施 すること <br> 工．技術的能力の確認訓練の実施計画を作成し，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認 を得ること <br> オ．技術的能力の確認訓練の結果を記録し，所長及び原子炉主任技術者に報告すること <br> （3）大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備 に関すること <br> 2．各GMは，大規模損壊発生時における原子灲施設の保全のための活動を行うために必要な次に揭 げる事項に関する手順を定める。また，手順を定めるにあたっては，添付3に示す「重大事故等及 び大規模損壊対応に係る実施基準」に従う。 <br> （1）大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること <br> （2）大規模損壊発生時における灲心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること <br> （3）大規模損壊発生時における格納容器の破損を緩和するための対策に関すること <br> （4）大規模損壊発生時における使用済燃料プールの水位を確保するための対策及び燃料体の著し い損傷を緩和するための対策に関すること <br> （5）大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること <br> 3．各GMは，第 1 項の計画に基づき，大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに，第1項（1）の要員に第 2 項の手順を遵守させる。 <br> 4．各GMは，第3項の活動の実施結果をとりまとめ，第 1 項に定める事項について定期的に評価す るとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，防荻安全GMに報告する。防災安全GMは，第 1 項に定める事項について定期的に評価を行らとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ る。 <br> 5．原子力運営管理部長は，大規模損壊発生時における本社が行う支援に関する活動を行う体制の整備について計画を策定する。また，計画は，添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。 <br> 6．原子力運営管理部長は，第 5 項の計画に基づき，本社が行う支援に関する活動を行うために必要 な体制の整備を実施する。 | （大規模損壊発生時の体制の整備（2号炬）） <br> 第17条の8 <br> 2 号炬について，防災課長は，大規模な自然災害または故意による大型航空機の㣫突その他のテ ロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊発生時」という。）に おける原子炉施設の保全のための活動を行ら体制の整備として，次の各号を含む計画を策定し，所長の承認を得る。また，計画は，添付 $1-3$ に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。 <br> （1）大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行らために必要な要員の配置に関すること <br> （2）大規模損壊発生時における原子炬施設の保全のための活動を行ら要員に対する教育訓練に関 する次の事項 <br> a．重大事故等対処施設の使用を開始するにあたって，あらかじめ力量の付与のための教有訓練を実施する＊1こと <br> b．力量の維持向上のための教有訓練を年1回以上実施すること <br> c．重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を满足 することを碓認するための訓練（以下，「技術的能力の確認訓練」という。）を年 1 回以上実施すること <br> d．技術的能力の碓認訓練の実施計画を作成し，原子炉主任技術者の碓認を得て，所長の承認 を得ること <br> e．技術的能力の確認訓練の結果を記録し，所長および原子炉主任技術者に報告すること <br> （3）大規模損壊発生時における原子炬施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備 に関すること <br> 2． 2 号炉について，各課長は，大規模損㙹発生時における原子炉施設の保全のための活動を行らた めに必要な次に揭げる事項に関する手順を定める。また，手順を定めるにあたつては，添付 $1-3$ に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従ら。 <br> （1）大規模損壞発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること <br> （2）大規模損㙹発生時における灲心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること <br> （3）大規模損哱発生時における格納容器の破損を緩和するための対策に関すること <br> （4）大規模損溒発生時における使用済燃料プールの水位を確保するための対策および燃料体の著 しい損傷を緩和するための対策に関すること <br> （5）大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること <br> 3． 2 号炉について，各課長は，第 1 項の計画に基づき，大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに，第 1 項（1）の要員に第 2 項の手順を遵守させる。 <br> 4． 2 号炉について，各課長は，第 3 項の活動の実施結果をとりまとめ，第 1 項に定める事項につい て定期的に評価するとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，防㷋課長に報告する。防災課長は，第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 <br> 5．2号炬について，原子力部長は，大規模損壊発生時における本店が行ら支援に関する活動を行ら体制の整備について計画を策定する。また，計画は，添付 $1-3$ に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基淮」に従い策定する。 <br> 6． 2 号炬について，原子力部長は，第 5 項の計画に基づき，本店が行ら支援に関する活動を行らた めに必要な体制の整備を実施する。 | －運用の相違（女川で は，第17条関連 の計画の承認者は発電所長としてい る。） |



| 保安規定比較表 |  |  | 赤字：設備，運用等の相違（実質的な相違あり） <br> 緑字：記載表現，記載䈏所，名称等の相違（実質的な相違なし） <br> 下線：旧条文からの変更箇所 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行） | 女川 2 号炬案 |  | 差異理由 |
| 添付 | 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準 （第17条の7及び第17条の8関連） | 添付 $1-3$ 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 （第17条の7および第17条の8関連） |  |  |



|  | 保安規定比較表 | 赤字：設備，運用等の相違（実質的な相違あり） <br> 緑字：記載表現，記載箇所，名称等の相違（実質的な相違なし） <br> 下線：旧条文からの変更箇所 |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| 1． 1 体制の整備，教育訓練の実施及び資機材の配備 <br> （1）体制の整備 <br> ア．防災安全GMは，以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者をマニュアルに定め，効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。 <br> （ア）所長は，重大事故等を起因とする原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合 に，事故原因の除去，原子力災害の拡大防止及びその他の必要な活動を迅速かつ円滑に行うた め，原子力防災態勢を発令し，緊急時対策要員の非常召集及び通報連絡を行い，第1 0 8条に定める原子力防災組織を設置し，発電所に自らを本部長とする緊急時対策本部の体制を整え対処する。 <br> （イ）所長は，緊急時対策本部長として，緊急時対策本部の統括管理を行い，責任を持って原子力防災の活動方針を決定する。指揮者である緊急時対策本部長が不在の場合に備え，副原子力防災管理者の中からあらかじめ定めた順位で代行者を指定する。 <br> （ウ）緊急時対策本部は，重大事故等対策を実施する実施組織，実施組織に対して技術的助言を行 う技術支援組織及び実施組織が事故対策に専念できる環境を整える運営支援組織で編成し，専門性及び経験を考慮した上で機能班の構成を行う。また，各班の役割分担，対策の実施責任を有する班長を定め，指揮命令系統を明確にし，効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。 <br> （エ）重大事故等対策の実施組織及び支援組織の各班並びに当直の機能を明確にするとともに，責任者として配下の各班の監督責任を有する統括，対策の実施責任を有する班長及び当直副長を配置する。 <br> （才）所長は，指揮者である本部長の所長が欠けた場合に備え，本部長の代行者と代行順位をあら かじめ定め明確にする。また，統括及び班長が欠けた場合は，同じ機能を担務する下位の要員 が代行するか，又は上位の職位の要員が下位の職位の要員の職務を兼務することとし，具体的 な代行者の配置については上位の職位の要員が決定することをあらかじめ定める。 <br> （力）所長は，原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合，速やかに原子力防災態勢を発令するとともに原子力運営管理部長へ報告する。 | 1． 1 体制の整備，教育訓練の実施および資機材の配備 <br> （1）体制の整備 <br> a．防災課長は，以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織およびその支援組織の役割分担 および責任者を品質マネジメント文書に定め，効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。 <br> （ a ）所長は，重大事故等を起因とする原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に，事故原因の除去，原子力災害の拡大防止その他の必要な活動を迅速かつ円滑に行う ため，緊急体制を発令し，重大事故等対策要員の非常招集および通報連絡を行い，第108条に定める原子力防災組織を設置し，発電所に自らを本部長とする発電所対策本部の体制を整え対処する。 <br> （b）所長は，発電所対策本部長として，発電所対策本部の統括管理を行い，責任を持って原子力防災の活動方針を決定する。指揮者である発電所対策本部長が不在の場合は，あらかじめ定めた順位に従い，副原子力防災管理者がその職務を代行する。 <br> （c）発電所対策本部は，重大事故等対策を実施する実施組織，実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織および実施組織が事故対策に専念できる環境を整える運営支援組織で編成 し，専門性および経験を考慮した上で機能班の構成を行う。また，各班の役割分担，対策の実施責任を有する班長を定め，指揮命令系統を明確にし，効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。 <br> （d）重大事故等対策の実施組織および支援組織の各班ならびに運転員の機能を明確にするとと もに，責任者として班長を，運転員の責任者として発電課長を配置する。 <br> （e）所長は，指揮者である本部長の所長が欠けた場合に備え，本部長の代行者と代行順位をあ らかじめ定め明確にする。また，班長が欠けた場合は，同じ機能を担務する下位の要員が代行するか，または上位の職位の要員が下位の職位の要員の職務を兼務することとし，具体的 な代行者の配置については上位の職位の要員が決定することをあらかじめ定める。発電課長 が欠けた場合は，発電課長代務者が中央制御室へ到着するまでの間，運転管理に当たつてい る発電副長が代務に当たることをあらかじめ定める。 <br> （f）所長は，原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合，速やかに緊急体制 を発令するとともに原子力部長へ報告する。 | －TS－58 原子力防災体制 の運用強化について <br> －女川の発電課長が欠け た場合の運転管理につ いて記載。 <br> 発電課長が欠けた場合 は，発電課長代務者が中央制御室へ到着する までの間，運転管理に当たっている発電副長 が代務に当たることを あらかじめ定めてい る。下位職の者が上位職の職務を代務するこ とから，その運用を明確にしたもの。 <br> TS－10 1164ページ参照 |


| 保安規定比較表 |  | 赤字：設備，運用等の相違（実質的な相違あり） <br> 緑字：記載表現，記載箇所，名称等の相違（実質的な相違なし） <br> 下線：旧条文からの変更箇所 |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| （キ）実施組織は，号機統括を配置し，号機班，当直，復旧班，自衛消防隊により構成し，必要な役割の分担を行い重大事故等対策が円滑に実施できる体制を整備する。 <br> a．号機統括は，対象号炉に関する事故の影響緩和•拡大防止に関わる対応の統括を行う。 <br> b ．号機班は，当直からの重要パラメータの入手，事故対応手段の選定に関する当直への情報提供を行う。 <br> c．当直は，事故の影響緩和及び拡大防止に関わるプラントの運転操作を行う。 <br> d．復旧班は，事故の影響緩和及び拡大防止に関わる可搬型重大事故等対処設備の準備と操作，及び不具合設備の復旧を行う。 <br> e．自衛消防隊は，火災発生時における消火活動を行う。 <br> （ク）実施組織は，複数号炉において同時に重大事故等が発生した場合においても対応できる組織 とする。 <br> a．緊急時対策本部は，複数号炉の同時被災の場合において，情報の混乱や指揮命令が遅れるこ とのないよう，緊急時対策本部長が活動方針を示し，号炉ごとに配置された号機統括は，対象号炉の事故影響緩和•拡大防止に関わるプラント運転操作への助言や可搬型重大事故等対処設備を用いた対応，不具合設備の復旧等の統括を行う。 <br> b．複数号炉の同時被災の場合において，必要な緊急時対策要員を発電所構内に常時確保するこ とにより，重大事故等対処設備を使用して 7 号炉の炉心損傷防止及び格納容器破損防止の重大事故等対策を実施するとともに，他号炬の使用済燃料プールの被災対応ができる体制とする。 <br> c．複数号炉の同時被災時において，当直は号炉ごとの運転操作指揮を当直副長が行い，号炉ご とに運転操作に係る情報収集や事故対策の検討等を行うことにより，情報の混乱や指揮命令が遅れることのない体制とする。 <br> d．原子炉主任技術者は，号炉ごとに選任し，担当号炉のプラント状況把握及び事故対策に専念 することにより，複数号炉の同時被災が発生した場合においても的確に指示を行う。 <br> e．各号炉の原子炉主任技術者は，複数号炉の同時被災時に，号炉ごとの保安監督を誠実かつ最優先に行う。 <br> （ケ）技術支援組織と運営支援組織の班構成及び必要な役割分担については，以下のとおりとし，重大事故等対策を円滑に実施する。 <br> a．技術支援組織は，計画•情報統括を配置し，計画班及び保安班で構成する。 <br> （a）計画•情報統括は，事故対応状況の把握及び事故対応方針の立案を行う。 <br> （b）計画班は，プラント状態の進展予測•評価及びその評価結果の事故対応方針への反映を行 う。 <br> （c）保安班は，発電所内外の放射線•放射能の状況把握，影響範囲の評価，被ばく管理，污染拡大防止措置に関する指示を行う。 <br> b．運営支援組織は，対外対応統括及び総務統括を配置し，通報班，立地•広報班，資材班及び総務班で構成する。 <br> （a）対外対応統括は，対外対応活動の統括を行う。 <br> （b）通報班は，対外関係機関へ通報連絡等を行う。 <br> （c）立地•広報班は，自治体派遣者及び報道機関対応者の支援を行う。 <br> （d）総務統括は，緊急時対策本部の運営支援の統括を行う。 <br> （e）資材班は，資材の調達及び輸送に関する一元管理を行う。 <br> （f）総務班は，要員の呼集，食糧•被服の調達，医療活動，所内の警備指示，一般入所者の避難指示等を行う。 <br> （コ）地震の影響による通信障害等が発生し，自動呼出•安否確認システム又は電話を用いて非常 | （g）実施組織は，発電管理班および保修班により構成し，必要な役割の分担を行い重大事故等対策が円滑に実施できる体制を整備する。 <br> i．発電管理班は，運転員からの重要パラメータの入手，事故の影響緩和および拡大防止に係るプラントの運転操作を行う。 <br> ii ．保修班は，事故の影響緩和および拡大防止に係る可搬型重大事故等対処設備の準備およ び操作，不具合設備の復旧ならびに火淡発生時における消火活動を行う。 <br> （h）実施組織は，複数号炉において同時に重大事故等が発生した場合においても対応できる組織とする。 <br> i ．発電所対策本部は，複数号炉の同時被災の場合において，情報の混乱や指揮命令が遅れ ることのないよう，運転号炉および停止号炉に統括を配置し，発電所対策本部長の活動方針の下，対象号炬の事故影響緩和•拡大防止に係るプラント運転操作への助言や可搬型重大事故等対処設備を用いた対応，不具合設備の復旧等の統括を行う。 <br> ii ．複数号炉の同時被災の場合において，必要な重大事故等に対処する要員を発電所構内に常時確保することにより，重大事故等対処設備を使用して 2 号炉の炉心損傷防止および原子炉格納容器破損防止の重大事故等対策を実施するとともに，他号炉の使用済燃料プール の被災対応ができる体制とする。 <br> iii．複数号炉の同時被災時において，運転員は号炉ごとの運転操作指揮を発電課長が行い，号炉ごとに運転操作に係る情報収集や事故対策の検討等を行うことにより，情報の混乱や指揮命令が遅れることのない体制とする。 <br> iv．原子炉主任技術者は，号炉ごとに選任し，担当号炉のプラント状況把握および事故対策 に専念することにより，複数号炉の同時被災が発生した場合においても的確に指示を行う。 <br> V．各号炉の原子炉主任技術者は，複数号炉の同時被災時に，号炉ごとの保安監督を誠実か つ最優先に行う。 <br> （i）技術支援組織と運営支援組織の班構成および必要な役割分担については，以下のとおりと <br> し，重大事故等対策を円滑に実施する。 <br> i．技術支援組織は，技術班および放射線管理班で構成する。 <br> （ i ）技術班は，プラントパラメータ等の把握，プラント状態の進展予測•評価およびその評価結果の事故対応方針への反映を行う。 <br> （ ii）放射線管理班は，発電所内外の放射線•放射能の状況把握，影響範囲の評価，被ばく管理，污染拡大防止措置に関する指示を行う。 <br> ii．運営支援組織は，，情報班，総務班および広報班で構成する。 <br> （i）情報班は，発電所対策本部の運営支援，対外関係機関へ通報連絡等を行う。 <br> （ii）総務班は，要員の呼集，食料•被服の調達，医療活動，所内の警備指示，一般入所者 の避難指示，資材の調達および輸送に関する一元管理等を行う。 <br> （iii）広報班は，社外対応情報の収集，報道機関対応者の支援等を行う。 <br> （ j ）地震の影響による通信障害等が発生し，自動呼出システムまたは通信連絡設備を用いて非 | －体制の相違（女川は同時被災の場合に，運転号炉及び停止号炉に統括を配置する運用としてい るため，（h）にて規定。） TS－10 1157 ページ参照 |


| 保安規定比較表 $\quad \begin{aligned} & \text { 赤字：設備，運用等の相違 } \\ & \text { 緑字：記載表現，記載箘所，} \\ & \text { 下線：旧条文からの変更箇所 }\end{aligned}$ |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| 召集連絡ができない場合でも，新潟県内で震度 6 弱以上の地震の発生により，発電所に自動参集する。 <br> （サ）重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために必要な要員として，第12条に規定す る重大事故等に対処する要員について，以下のとおり役割及び人数を割り当て確保する。 <br> a．重大事故等が発生した場合に速やかに対応するため，6号炉及び 7 号炉の重大事故等に対処 する要員として，発電所構内に緊急時対策要員 4 4 名，運転員1 3 名，火災発生時の初期消火活動に対応するための自衛消防隊 10 名の合計 67 名を確保する。 <br> b． 7 号炉運転停止中※においては，運転員を 10 名とする。 <br> ※原子炉の状態が泠温停止（原子炉冷却材温度が $100^{\circ} \mathrm{C}$ 未満）及び燃料交換の期間 <br> c．重大事故等が発生した場合，緊急時対策要員は，5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に参集し，要員の任務に応じた対応を行う。 <br> d．重大事故等発生時の対応で，高線量下における対応が必要な場合においても，重大事故等に対処する要員を確保する。 <br> e 。病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症等が発生し，所定の重大事故等に対処する要員に欠員が生じた場合は，夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）を含め重大事故等に対処する要員の補充を行らとともに，そのような事態に備えた重大事故等に対処す る要員の体制に係る管理を行う。重大事故等に対処する要員の補充の見込みが立たない場合は，原子炉停止等の措置を実施し，確保できる重大事故等に対処する要員で，安全が確保できる原子炉の運転状態に移行する。 <br> （シ）夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）を含めて必要な緊急時対策要員を非常召集できるよ う，定期的に連絡訓練を実施する。 <br> （ス）重大事故等に対処する要員が実効的に活動するための以下の施設及び設備等を管理する。 <br> a．支援組織が，必要なプラントのパラメータを確認するための安全パラメータ表示システム （SPDS），発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための統合原子力防災ネットワ ークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システムを含む。），衛星電話設備及び無線連絡設備を備えた 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 <br> b．実施組織が，中央制御室，5号炉原子炉建屋内緊急時対策所及び現場との連携を図るための，携帯型音声呼出電話設備，無線連絡設備及び衛星電話設備 <br> c．電源が喪失し照明が消灯した場合でも，迅速な現場への移動，操作及び作業を実施し，作業内容及び現場状況の情報共有を実施するための照明機器等 <br> （セ）支援組織の役割については，以下のとおりとし，重大事故等対策を円滑に実施する。 <br> a．発電所内外の組織への通報連絡を実施できるよう，衛星電話設備及び統合原子力防災ネット ワークを用いた通信連絡設備等を配備し，広く情報提供を行う。 <br> b 。 原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況に係る情報は，緊急時対策本部の通報班に て一元的に集約管理し，発電所内で共有するとともに，本社対策本部と緊急時対策本部間にお いて，衛星電話設備，統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び安全パラメータ表示システム（SPDS）等を使用することにより，発電所の状況及び重大事故等対策の実施状況 の情報共有を行う。 | 常招集連絡ができない場合でも，発電所周辺地域（女川町，石巻市または東松島市） <br> 6 弱以上の地震の発生により，重大事故等対策要員は発電所に自動参集する。 <br> （k）重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために必要な要員として，第12条に規定 <br> する重大事故等に対処する要員について，以下のとおり役割および人数を割り当て確保する。 <br> i．重大事故等が発生した場合に速やかに対応するため，2号炉の重大事故等に対処する要員として，発電所構内に重大事故等対策要員 30 名（らち 2 号炉運転員 7 名）， 1 号炉およ <br> び3号炉運転員8名，火災発生時の初期消火活動に対応するための初期消火要員（消防車 <br> 隊）6名の合計 4 4 名を確保する。 <br> ii．2号灲運転停止中※においては，2号炉運転員を5名とする。 <br> ※原子炉の状態が冷温停止（原子炉冷却材温度が $100^{\circ} \mathrm{C}$ 未満）および燃料交換の期間 <br> iii．重大事故等が発生した場合，重大事故等対策要員（運転員を除く。）は，緊急時対策所ま たは事務建屋の対策室に参集し，要員の任務に応じた対応を行う。 <br> iv．発電所外から要員が参集するルートは，発電所正門を通行して参集するルートを使用す る。発電所正門を通行した参集ルートが使用できない場合は，発電所南側の牡鹿ゲートの通行を含む，当該参集ルート以外の参集ルートを使用して参集する。 <br> v．重大事故等発生時の対応で，高線量下における対応が必要な場合においても，社員およ び協力企業社員で対応できるよう重大事故等に対処する要員を確保する。 <br> vi 。病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症等が発生し，所定の重大事故等に対処する要員に欠員が生じた場合は，夜間および休日（平日の勤務時間帯以外） を含め重大事故等に対処する要員の補充を行うとともに，そのような事態に備えた重大事故等に対処する要員の体制に係る管理を行う。重大事故等に対処する要員の補充の見込み が立たない場合は，原子炬停止等の措置を実施し，確保できる重大事故等に対処する要員 で，安全が確保できる原子炉の運転状態に移行する。 <br> vii．夜間および休日（平日の勤務時間帯以外）を含めて必要な重大事故等対策要員を非常招集できるよう，計画的に通報連絡訓練を実施する。 <br> （1）重大事故等に対処する要員が実効的に活動するための以下の施設，設備等を管理する。 <br> i．支援組織が，必要なプラントのパラメータを確認するための安全パラメータ表示システ ム（S P D S ），発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための統合原子力防災 ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム，I P 電話およびI P－F A X），衛星電話設備および無線連絡設備を備えた緊急時対策所 <br> ii．実施組織が，中央制御室，緊急時対策所および現場との連携を図るための，携行型通話装置，無線連絡設備および衛星電話設備 <br> iii．電源が喪失し照明が消灯した場合でも，迅速な現場への移動，操作および作業を実施し，作業内容および現場状況の情報共有を実施するための可搬型照明 <br> （m）支援組織の役割については，以下のとおりとし，重大事故等対策を円滑に実施する。 <br> i．発電所内外の組織への通報連絡を実施できるよう，衛星電話設備，統合原子力防災ネッ トワークを用いた通信連絡設備等を配備し，広く情報提供を行う。 <br> ii ．原子炉施設の状態および重大事故等対策の実施状況に係る情報は，発電所対策本部の情報班にて一元的に集約管理し，発電所内で共有するとともに，本店に設置する緊急時対策本部（以下「本店対策本部」という。）と発電所対策本部間において，衛星電話設備，統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備，安全パラメータ表示システム（S P D S ）等を使用することにより，発電所の状況および重大事故等対策の実施状況の情報共有を行 う。 | －女川は発電所外からの要員参集ルートについ て規定 TS－10 1162ページ参照 <br> －TS－43 SA 要員欠損時の プラント停止判断に係 る記載について |




| 保安規定比較表 |  | 赤字：設備，運用等の相違（実質的な相違あり） <br> 緑字：記載表現，記載箇所，名称等の相違（実質的な相違なし） <br> 下線：旧条文からの変更箇所 |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| 練を実施する。 <br> e．設備及び事故時用の資機材等に関する情報並びにマニュアルが即時に利用できるよう，普段 から保全活動等を通じて準備し，それらの情報及びマニュアルを用いた事故時対応訓練を行う。 <br> ウ．成立性の確認訓練 <br> 防災安全GMは，成立性の確認訓練の実施計画を作成し，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。 <br> また，運転員及び緊急時対策要員に対し，以下の成立性の確認訓練をマニュアルに基づき実施 する。 <br> （ア）成立性の確認訓練を以下の a 項， b 項に定める頻度，内容で計画的に実施する。 <br> a．中央制御室主体の操作に係る成立性確認 <br> （a）中央制御室主体の操作に係る成立性確認（シミュレータによる成立性確認） <br> 中央操作主体，重要事故シーケンスの類似性及び操作の類似性の観点から整理したI から VIIIの重要事故シーケンスについて，運転員を対象に年1回以上実施する。 <br> I 高圧•低圧注水機能喪失 <br> II 高圧注水•減圧機能喪失 <br> III 全交流電源喪失（外部電源喪失＋D G 喪失）＋R C I C 失敗 <br> IV 原子炉停止機能喪失 <br> V 格納容器バイパス（インターフェイスシステム L O C A） <br> VI 雰囲気圧力•温度による静的負荷（格納容器過圧•過温破損）代替循環冷却系を使用する場合 <br> VII 雰囲気圧力•温度による静的負荷（格納容器過圧•過温破損）代替循環冷却系を使用しない場合 <br> VIII 高圧溶融物放出／格納容器雾囲気直接加熱 <br> （b）成立性の確認の評価方法 <br> 重要事故シーケンスの有効性評価上の解析条件のらち操作条件等を評価のポイントとして マニュアルに定め，当直副長の指示の下，適切な対応ができていることを以下のとおり評価 する。 <br> I 重要事故シーケンスに応じた対応において，当直副長からの指示に対して，運転員が適切に対応し，報告することにより連携が図られていること <br> II 解析上の操作条件が満足されるように対応できること <br> III 手順書に従い確実な対応ができること <br> b．現場主体の操作に係る成立性確認 <br> （a）技術的能力の成立性確認 <br> 表20の対応手段のうち，現場主体で実施する有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段について，運転員及び緊急時対策要員（復旧班員）を対象に年1回以上実施する。 <br> （b）机上訓練による有効性評価の成立性確認 <br> 現場主体，重要事故シーケンスの類似性及び現場作業の類似性の観点から整理した I から V の重要事故シーケンスについて，緊急時対策要員（復旧班員）を対象に年1回以上実施す る。 | 定し，訓練を実施する。 <br> v．設備および事故時用の資機材等に関する情報ならびに品質マネジメント文書が即時に利用できるよう，普段から保全活動等を通じて準備し，それらの情報および品質マネジメン <br> ト文書を用いた事故時対応訓練を行う。 <br> c．成立性の確認訓練 <br> 発電管理課長および防災課長は，成立性の確認訓練の実施計画を作成し，原子炉主任技術者 の確認を得て，所長の承認を得る。 <br> また，運転員および重大事故等対策要員（運転員を除く。）に対し，以下の成立性の確認訓練 を品質マネジメント文書に基づき実施する。 <br> （a）成立性の確認訓練を以下の i ．項，ii．項に定める頻度，内容で計画的に実施する。 <br> i．中央制御室主体の操作に係る成立性碓認 <br> （i）中央制御室主体の操作に係る成立性確認（シミュレータによる成立性確認） <br> 中央操作主体，重要事故シーケンスの類似性および操作の類似性の観点から整理した （1）から（7）の重要事故シーケンスについて，運転員を対象に年1回以上実施する。 <br> （1）高圧注水•減圧機能喪失 <br> （2）全交流動力電源喪失（TBD） <br> （3）全交流動力電源喪失（T B P ） <br> （4）原子炉停止機能喪失 <br> （5）L O C A 時注水機能喪失 <br> （6）格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA） <br> （7）高圧溶融物放出／格納容器雾囲気直接加熱 <br> （ii）成立性の確認の評価方法 <br> 重要事故シーケンスの有効性評価上の解析条件のうち操作条件等を評価のポイントと して品質マネジメント文書に定め，発電課長の指示の下，適切な対応ができていること を以下のとおり評価する。 <br> （1）重要事故シーケンスに応じた対応において，発電課長からの指示に対して，運転員 が適切に対応し，報告することにより連携が図られていること <br> （2）解析上の操作条件が満足されるように対応できること <br> （3）手順書に従い確実な対応ができること <br> ii．現場主体の操作に係る成立性確認 <br> （i）技術的能力の成立性確認 <br> 表20の対応手段のうち，現場主体で実施する有効性評価の重要事故シーケンスに係 る対応手段について，運転員および重大事故等対策要員（運転員を除く。）を対象に年 1回以上実施する。 <br> （ii）机上訓練による有効性評価の成立性確認 <br> 現場主体，重要事故シーケンスの類似性および現場作業の類似性の観点から整理した （1）から（4）の重要事故シーケンスについて，重大事故等対策要員（運転員を除く。）を対象 に年1回以上実施する。 | －重要事故シーケンスの類似性及び操作の網羅性の観点から選定した重要事故シーケンスの相違 <br> TS－23 34， 35 ページ参照 |



| 保安規定比較表 $\quad \left\lvert\, \begin{aligned} & \text { 赤字：設備，運用等の相違 } \\ & \text { 緑字：記載表現，記載箘所，} \\ & \text { 下線：旧条文からの変更箇所 }\end{aligned}\right.$ |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| 用した訓練を実施する。実施にあたっては，移動時間を考慮する。 <br> （IV）他の訓練の作業•操作待ちがある場合は，連携の訓練を確実に行ったのち，次工程の作業•操作を実施する。 <br> （V）同じ作業の繰り返しを行ら訓練については，一部の時間を測定し，その時間をもとに訓練時間を算出する。 <br> （イ）成立性の確認結果を踏まえた措置 <br> a．中央制御室主体の操作に係る成立性確認，技術的能力の成立性確認及び机上訓練による有効性評価の成立性確認の場合 <br> 成立性の確認により，役割に応じた必要な力量（以下（イ）において「力量」という。）を確保できていないと判断した場合は，速やかに以下の措置を講じる。 <br> （a）所長及び原子炉主任技術者に報告するとともに，その原因を分析，評価し，改善等，必要 な措置を講じる。 <br> （b）力量を確保できていないと判断された者に対して，必要な措置の結果を踏まえ，力量が確保できていないと判断された個別の操作及び作業を対象に，力量の維持向上訓練を実施した後，役割に応じた要員により成立性の確認訓練を実施し，力量が確保できていることを確認 し，所長及び原子炉主任技術者に報告する。 <br> b．現場訓練による有効性評価の成立性確認の場合成立性の確認により，力量を確保できていないと判断した場合は，速やかに以下の措置を講 じる。 <br> （ a ）所長及び原子炉主任技術者に報告するとともに，その原因を分析，評価し，改善等，必要 な措置を講じる。 <br> （b）成立性の確認を任意の班が代表して実施する場合，力量を確保できていないと判断された者と同じ役割の者に対して，必要な措置の結果を踏まえ，力量が確保できていないと判断さ れた個別の操作及び作業を対象に，役割に応じた成立性の確認訓練を実施し，力量が確保で きていることを確認し，所長及び原子炉主任技術者に報告する。 <br> （c）（b）項の措置により，力量が確保できる見込みが立たないと判断した場合は，所長及び原子炉主任技術者に報告する。 <br> （d）力量を確保できていないと判断された者については，必要により，改めて原因を分析，評価し，改善等の必要な措置を講じ，力量の維持向上訓練を実施した後，力量を確保できてい ないと判断された成立性の確認訓練を実施し，力量が確保できていることを確認する。 <br> （e）（d）項の措置により，力量が確保できていると判断した場合は，所長及び原子炉主任技術者に報告する。 <br> （3）資機材の配備 <br> ア．各GMは，重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置，アクセスルートの確保，復旧作業及 び支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を配備する。 <br> イ．原子力運営管理部長は，支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を配備する。 <br> 1． 2 アクセスルートの確保，復旧作業及び支援に係る事項 <br> （1）アクセスルートの確保 | 使用した訓練を実施する。実施にあたつては，移動時間を考慮する。 <br> （四）他の訓練の作業•操作待ちがある場合は，連携の訓練を確実に行ったのち，次工程の作業•操作を実施する。 <br> （五）同じ作業の繰り返しを行う訓練については，一部の時間を測定し，その時間をも とに訓練時間を算出する。 <br> （b）成立性の確認結果を踏まえた措置 <br> i．中央制御室主体の操作に係る成立性確認，技術的能力の成立性確認および机上訓練によ る有効性評価の成立性確認の場合 <br> 成立性の確認により，役割に応じた必要な力量（以下（b）において「力量」という。） を確保できていないと判断した場合は，速やかに以下の措置を講じる。 <br> （i）所長および原子灲主任技術者に報告するとともに，その原因を分析，評価し，改善等，必要な措置を講じる。 <br> （ii）力量を確保できていないと判断された者に対して，必要な措置の結果を踏まえ，力量 が確保できていないと判断された個別の操作および作業を対象に，力量の維持向上訓練 を実施した後，役割に応じた要員により成立性の確認訓練を実施し，力量が確保できて いることを確認し，所長および原子炉主任技術者に報告する。 <br> ii ．現場訓練による有効性評価の成立性確認の場合 <br> 成立性の確認により，力量を確保できていないと判断した場合は，速やかに以下の措置 を講じる。 <br> （i）所長および原子炉主任技術者に報告するとともに，その原因を分析，評価し，改善等，必要な措置を講じる。 <br> （ii）成立性の確認を任意の班が代表して実施する場合，力量を確保できていないと判断さ れた者と同じ役割の者に対して，必要な措置の結果を踏まえ，力量が確保できていない と判断された個別の操作および作業を対象に，役割に応じた成立性の確認訓練を実施し，力量が確保できていることを確認し，所長および原子炉主任技術者に報告する。 <br> （iii）（ii）項の措置により，力量が確保できる見込みが立たないと判断した場合は，所長お よび原子炉主任技術者に報告する。 <br> （iv）力量を確保できていないと判断された者については，必要により，改めて原因を分析，評価し，改善等の必要な措置を講じ，力量の維持向上訓練を実施した後，力量を確保で きていないと判断された成立性の確認訓練を実施し，力量が確保できていることを確認 する。 <br> （v）（iv）項の措置により，力量が確保できていると判断した場合は，所長および原子炉主任技術者に報告する。 <br> d．地下水位低下設備に係る教育訓練 <br> 防災課長は，地下水位低下設備の機能喪失のおそれがある場合または機能喪失の場合に備え，地下水位低下設備の復旧作業に的確かつ柔軟に対処できるように，教育訓練を実施する。 <br> （3）資機材の配備 <br> a．各課長は，重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置，アクセスルートの確保，復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を配備する。 <br> b 。原子力部長は，支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を配備する。 <br> 1． 2 アクセスルートの確保，復旧作業および支援に係る事項 <br> （1）アクセスルートの確保 | －TS－43 SA 要員欠損時の プラント停止判断に係 る記載について <br> －運用の相違（女川では地下水位低下設備の対応 に必要な教育訓練を規定） <br> TS－10 1127ページ参照 |


|  |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| ア．発電GM及び防災安全GMは，発電所内の道路及び通路が確保できるよう，以下の実効性のあ る運用管理を実施することをマニュアルに定める。 <br> （ア）屋外及び屋内において，想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路，又は他の設備の被害状況を把握 するための経路（以下「アクセスルート」という。）は，想定される自然現象，原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除 く。），溢水及び火災を想定しても，運搬，移動に支障をきたすことのないよう，迂回路も考慮 して複数のアクセスルートを確保する。 <br> （イ）屋内及び屋外アクセスルートに対する自然現象については，網羅的に抽出するために，地震，津波に加え，発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず，国内外の基準や文献等 に基づき収集した洪水，風（台風），竜巻，低温（凍結），降水，積雪，落雷，地滑り，火山の影響，生物学的事象，森林火災等の事象を考慮する。これらの事象のらち，発電所敷地及びそ の周辺での発生の可能性，屋外アクセスルートへの影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波，風（台風），竜巻，低温（凍結），降水，積雪及び火山の影響を選定する。なお，森林火災 の出火原因となるのは，たき火やタバコ等の人為によるものが大半であることを考慮し，森林火災については，人為によるもの（火災•爆発）として選定する。地滑りについては，地震に よる影響に包絡される。 <br> （ウ）屋外及び屋内アクセスルートに対する発電所敷地又はその周辺において想定される原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるも のを除く。）については，網羅的に抽出するために，発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず，国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等），ダムの崩壊，爆発，近隣工場等の火災，有毒ガス，船舶の衝突及び電磁的障害を考慮する。これらの事象の らち，発電所敷地及びその周辺での発生の可能性，屋外アクセスルートへの影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがあ る事象として火災•爆発（森林火災，近隣工場等の火災•爆発，航空機落下火災等）及び有毒 ガスを選定する。また，重大事故等時の高線量下環境を考慮する。 <br> （エ）可搬型重大事故等対処設備の保管場所については，設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管し，屋外の可搬型重大事故等対処設備は複数箇所に分散して保管する。なお，同じ機能を有する重大事故等対処設備が他にない設備について は，予備も含めて分散させる。 <br> （オ）障害物を除去可能なホイールローダ等の重機を保管，使用し，それを運転できる緊急時対策要員を確保する。 <br> （カ）被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い，移動時及び作業時の状況に応じて着用する。夜間時及び停電時においては，確実に運搬，移動ができるように，照明機器等を配備する。ま た，現場との連絡手段を確保し，作業環境を考慮する。 <br> イ．屋外アクセスルートの確保 <br> 防災安全GMは，屋外のアクセスルートの確保にあたつて，以下の運用管理を実施することを マニュアルに定める。 <br> （ア）屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所から使用場所まで運搬するアクセスルートの状況確認，取水箇所の状況確認及びホース敷設ルートの状況確認を行い，併せて，軽油タンク，常設代替交流電源設備及びその他屋外設備の被害状況の把握を行う。 | a．土木課長および防災課長は，発電所内の道路および通路が確保できるよう，以下の実効性の ある運用管理を実施することを品質マネジメント文書に定める。 <br> （a）屋外および屋内において，想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所および接続場所まで運搬するための経路または他の設備の被害状況を把握するための経路（アクセスルート）は，想定される自然現象，原子炉施設の安全性 を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除 く。），溢水および火災を想定しても，運搬，移動に支障をきたすことがないよう，迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。 <br> （b）屋内および屋外アクセスルートに対する自然現象については，網羅的に抽出するために，地震，津波に加え，発電所敷地およびその周辺での発生実績の有無に関わらず，国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水，風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，地滑り，火山の影響，生物学的事象，森林火災等の事象を考慮する。これらの事象のうち，発電所敷地 およびその周辺での発生の可能性，屋外アクセスルート～の影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象とし て，地震，津波，洪水，風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，地滑り，火山の影響，生物学的事象，森林火災および高潮を選定する。 <br> （c）屋外および屋内アクセスルートに対する発電所敷地またはその周辺において想定される原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意 によるものを除く。）については，網羅的に抽出するために，発電所敷地およびその周辺での発生実績の有無に関わらず，国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）， ダムの崩壊，爆発，近隣工場等の火災，有毒ガス，船舶の衝突および電磁的障害を考慮する。 これらの事象のうち，発電所敷地およびその周辺での発生の可能性，屋外アクセスルートへ の影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として飛来物（航空機落下），ダムの崩壊，爆発，近隣工場等の火災，有毒ガス，船舶の衝突および電磁的障害を選定する。また，重大事故等時の高線量下環境を考慮する。 <br> （d）可搬型重大事故等対処設備の保管場所については，設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管し，屋外の可搬型重大事故等対処設備は複数箇所に分散して保管する。なお，同じ機能を有する重大事故等対処設備が他にない設備に ついては，予備も含めて分散させる。 <br> （e）障害物を除去可能なブルドーザ等の重機を保管，使用し，それを運転できる重大事故等対策要員（運転員を除く。）を確保する。 <br> （f）被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い，移動時および作業時の状況に応じて着用す る。夜間時および停電時においては，確実に運搬，移動ができるように，可搬型照明を配備 する。また，現場との連絡手段を確保し，作業環境を考慮する。 <br> b．屋外アクセスルートの確保 <br> 防災課長は，屋外のアクセスルートの確保にあたって，以下の運用管理を実施することを品質 マネジメント文書に定める。 <br> （ a ）屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所から目的地まで運搬するアクセスルートの状況確認，取水箇所の状況確認およびホース敷設ルートの状況確認を行い，併せて，軽油タン ク，常設代替交流電源設備その他の屋外設備の被害状況の把握を行ら。 |  |


| 保安規定比較表 |  | 赤字：設備，運用等の相違（実質的な相違あり） <br> 緑字：記載表現，記載箇所，名称等の相違（実質的な相違なし） <br> 下線：旧条文からの変更箇所 |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| （イ）屋外アクセスルートに対する地震による影響，その他自然現象による影響を想定し，複数の アクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため，障害物を除去可能 なホイールローダ等の重機を保管，使用する。 <br> （ウ）地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対して，道路上への自然流下も考慮した上で，通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する。 <br> （エ）津波の影響については，基準津波による遡上域最大水位よりも高い位置にアクセスルートを確保する。 | （ b ）屋外アクセスルートに対する地震による影響，風（台風）および竜巻による飛来物，積雪 ならびに火山の影響を想定し，複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスル ートを確保するため，障害物を除去可能なブルドーザ等の重機を保管，使用する。 <br> （ c ）地震による屋外タンクからの溢水および降水に対して，道路上への自然流下も考慮した上 で，通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する。 <br> （d）津波の影響については，基準津波に対し余裕を考慮した高さの防潮堤および防潮壁で防護 することにより，複数のアクセスルートを確保する。 | －津波に対する防護方針 の相違（女川は基準津波 が防潮堤及び防潮壁を超えることがないため， アクセスルートが確保 される。） <br> TS－10 1117 ページ参照 |
| （オ）原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）のうち，火災•爆発（森林火災，近隣工場等の火災•爆発，航空機落下火災等）及び有毒ガスに対して，迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する。 | （e）原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）のうち，飛来物（航空機落下），爆発，近隣工場の火災および有毒ガ スに対して，迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する。 <br> （ f ）有毒ガスに対しては，複数のアクセスルート確保に加え，防護具を装備する。 | －運用の相違（女川は有毒 ガスに対して，防護具を着用することとしてい る。） <br> TS－10 1118ページ参照 |
|  | （g）高潮に対しては，通行への影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確保する。 | －外部事象における整理 の相違（女川は，高潮に対して影響を受けない敷地高さにアクセスル ートを確保する。） TS－10 1118ページ参照 |
|  | （h）森林火災については通行への影響を受けない距離にアクセスルートを確保する。 | －対応方針の相違（女川 は，森林火災に対して影響を受けない箇所にア クセスルートを確保す る。） <br> TS－10 1118ページ参照 |
|  | 落雷に対しては道路面が直接影響を受けることはなく，生物学的事象に対しては容易に排除可能であり，船舶の衝突に対してはカーテンウォールにより船舶の侵入が阻害されること，電磁的障害に対しては道路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影 | －外部事象における整理 の相違（女川は，選定し た上で影響評価を実施。） <br> TS－10 1118ページ参照 |
| （カ）周辺構造物等の損壊による障害物については，ホイールローダ等の重機による撤去あるいは複数のアクセスルートによる迂回を行う。 <br> （キ）地震の影響による周辺斜面の崩壊や道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で，ホイールローダ等の重機による崩壊箇所の仮復旧を行い，通行性を確保する。 | （ j$)$ 周辺構造物等の損壊による障害物については，ブルドーザ等の重機による撤去あるいは複 数のアクセスルートによる迂回を行う。 $(\mathrm{k})$ 地震の影響による周辺斜面の崩壊や敷地下斜面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達するこ とを想定した上で，可搬型重大事故等対処設備の運搬に必要な幅員を確保する。 | －対応方針の相違（女川 |




| 保安規定比較表 |  | 赤字：設備，運用等の相違（実質的な相違あり） <br> 緑字：記載表現，記載箇所，名称等の相違（実質的な相違なし） <br> 下線：旧条文からの変更箇所 |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炬（令和 2 年 11 月 9 日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| また，使用主体に応じて，運転員が使用するマニュアル（以下「運転操作手順書」という。）及 び緊急時対策要員が使用するマニュアル（以下「緊急時対策本部用手順書」という。）を整備する。 <br> さらに，緊急時対策本部用手順書は使用主体に応じて，緊急時対策本部が使用する手順書，緊急時対策本部のうち技術支援組織が使用する手順書及び緊急時対策本部のうち実施組織（当直以外）が使用する手順書に分類して整備する。 <br> ア．発電GM及び直営作業GMは，全ての交流動力電源及び常設直流電源系統の喪失，安全系の機器若しくは計測器類の多重故障又は複数号炉の同時被災等の過酷な状態において，限られた時間 の中で 7 号炉の原子炉施設の状態の把握及び実施すべき重大事故等対策の適切な判断に必要な情報の種類，その入手の方法及び判断基準を運転操作手順書及び緊急時対策本部用手順書に定める。 <br> イ・発電GM及び直営作業GMは，パラメータを計測する計器故障時に原子炬施設の状態を把握す るための手順，パラメータの把握能力を超えた場合に原子炬施設の状態を把握するための手順及 び計測に必要な計器電源が喪失した場合の手順を運転操作手順書及び緊急時対策本部用手順書に定める。 <br> 具体的には，表15「15．事故時の計装に関する手順等」の内容を含むものとする。 <br> ウ・発電GM及び直営作業GMは，炉心の著しい損傷及び格納容器の破損を防ぐために，最優先す べき操作等を迷うことなく判断し実施するため，以下の判断基準を運転操作手順書及び緊急時対策本部用手順書に定める。 <br> （ア）原子灲停止機能喪失時においては，迷わずほら酸水注入を行えるようにする判断基準 <br> （イ）炬心の著しい損傷又は格納容器の破損を防ぐために注水する淡水源が枯渴又は使用できない状況においては，設備への悪影響を懸念することなく，迷わず海水注水を行えるようにする判断基準 <br> （ウ）格納容器圧力が限界圧力に達する前，又は，格納容器からの異常漏えいが発生した場合に，確実に格納容器圧力逃がし装置等の使用が行えるようにする判断基準 <br> （エ）全交流動力電源喪失時等において，準備に長時間を要する可搬型設備を必要な時期に使用可能とするため，準備に掛かる時間を考慮した手順着手の判断基準 <br> （オ）炬心の著しい損傷及び格納容器の破損を防ぐために必要な各操作については，重大事故等対処設備を必要な時期に使用可能とするための手順着手の判断基準 <br> （力）重大事故等対策時においては，設計基準事故時に用いる操作の制限事項は適用しないように する判断基準 <br> エ．発電GM及び防災安全GMは，財産（設備等）保護よりも安全を優先するという社長の方針に基づき，以下の判断基準を手順書に定める。 <br> （ア）発電GMは，重大事故等発生時の運転操作において，当直副長が躊躇せず指示できる判断基準を運転操作手順書に定める。 <br> （イ）防災安全GMは，重大事故等発生時の緊急時対策本部の活動において，緊急時対策本部長が方針にしたがった判断を実施するための判断基準を緊急時対策本部用手順書に定める。 <br> オ，発電GM及び防荻安全GMは，発電所内の運転員と緊急時対策要員が連携し，事故の進展状況 に応じて具体的な重大事故等対策を実施するため，運転操作手順書及び緊急時対策本部用手順書 を適切に定める。 <br> （ア）運転操作手順は，事故の進展状況に応じて以下のように構成し定める。 | また，使用主体に応じて，運転員が使用する手順書（以下「運転操作手順書」という。）ならび に重大事故等対策要員および初期消火要員（消防車隊）が使用する手順書（以下「発電所対策本部用手順書」という。）を整備する。 <br> a．発電管理課長および防災課長は，全ての交流動力電源および常設直流電源系統の喪失，安全系の機器もしくは計測器類の多重故障または複数号炉の同時被災等の過酷な状態において，限 られた時間の中で 2 号炉の原子炉施設の状態の把握および実施すべき重大事故等対策の適切な判断に必要な情報の種類，その入手の方法および判断基準を運転操作手順書および発電所対策本部用手順書に定める。 <br> b．発電管理課長および防荻課長は，パラメータを計測する計器故障または故障が疑われる場合 に原子炉施設の状態を把握するための手順，パラメータの把握能力を超えた場合に原子炉施設 の状態を把握するための手順および計測に必要な計器電源が喪失した場合の手順を運転操作手順書および発電所対策本部用手順書に定める。 <br> 具体的には，表 1 5「15．事故時の計装に関する手順等」の内容を含むものとする。 <br> c．発電管理課長および防災課長は，炬心の著しい損傷および原子炬格納容器の破損を防ぐため <br> に，最優先すべき操作等を迷うことなく判断し実施するため，以下の判断基準を運転操作手順書または発電所対策本部用手順書に定める。 <br> （a）原子炬停止機能喪失時においては，迷わずほら酸水注入を行えるようにする判断基準 <br> （b）炬心の著しい損傷または原子炉格納容器の破損を防ぐために注水する淡水源が枯渇または使用できない状況においては，設備への悪影響を懸念することなく，迷わず海水注水を行え るようにする判断基準 <br> （c）原子炉格納容器圧力が限界圧力に達する前または原子炉格納容器からの異常漏えいが発生 した場合に，確実に原子炬格納容器フィルタベント系等の使用が行えるようにする判断基準 <br> （d）全交流動力電源喪失時等において，準備に長時間を要する可搬型重大事故等対処設備を必要な時期に使用可能とするため，準備に要する時間を考慮した手順着手の判断基準 <br> （e）炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防ぐために必要な各操作については，重大事故等対処設備を必要な時期に使用可能とするための手順着手の判断基準 <br> （f）重大事故等対策時においては，設計基準事故時に用いる操作の制限事項は適用しないよう にする判断基準 <br> d．発電管理課長および防災課長は，財産（設備等）保護よりも安全を優先するという社長の方針に基づき，以下の判断基準を手順書に定める。 <br> （ a ）発電管理課長は，重大事故等発生時の運転操作において，発電課長が躊躇せず指示できる判断基準を運転操作手順書に定める。 <br> （b）防災課長は，重大事故等発生時の発電所対策本部の活動において，発電所対策本部長が方針に従った判断を実施するための判断基準を発電所対策本部用手順書に定める。 <br> e．発電管理課長および防災課長は，発電所内の運転員と重大事故等対策要員（運転員を除く。） が連携し，事故の進展状況に応じて具体的な重大事故等対策を実施するため，運転操作手順書 および発電所対策本部用手順書を適切に定める。 <br> （a）運転操作手順は，事故の進展状況に応じて以下のように構成し定める。 | －手順書構成の相違（女川 では，発電所対策本部用手順書のらち「重大事故等対応要領書」について は，実施組織及び支援組織がそれぞれ使用する手順を1つの手順書と して整備することとし ているため，柏崎のよう に実施組織と支援組織 に分類した管理は行っ ていない。なお，手順書 の中で使用主体を明確 している。） TS－59 54 ページ参照 |


|  |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| a．警報発生時操作手順書 <br> 中央制御室及び現場制御盤に警報が発生した際に，警報発生原因の除去あるいはプラントを安全な状態に維持するために必要な対応操作に使用 <br> b．事故時運転操作手順書（事象ベース） <br> 単一の故障等で発生する可能性のある異常又は事故が発生した際に，事故の進展を防止する ために必要な対応操作に使用 <br> c．事故時運転操作手順書（徴候ベース） <br> 事故の起因事象を問わず，事故時運転操作手順書（事象ベース）では対処できない複数の設備の故障等による異常又は事故が発生した際に，重大事故への進展を防止するために必要な対応操作に使用 <br> d．事故時運転操作手順書（シビアアクシデント） <br> 事故時運転操作手順書（徴候ベース）で対応する状態から更に事象が進展し炬心損傷に至る おそれがある場合，又は炬心損傷に至った場合に，事故の拡大を防止し影響を緩和するために必要な対応操作に使用 <br> （イ）緊急時対策本部は，運転員からの要請あるいは緊急時対策本部の判断により，運転員の事故対応の支援を行う。緊急時対策本部用手順書として，事故状況に応じた戦略の検討及び現場で の重大事故等対策を的確に実施するための必要事項を明確に示した手順を定める。 <br> （ウ）運転操作手順書は，事故の進展状況に応じて構成を明確化し，手順書相互間を的確に移行で きるよう，移行基準を明確に定める。 <br> a ．異常又は事故の発生時，警報発生時操作手順書により初期対応を行う。 <br> b 。 事象が進展した場合には，警報発生時操作手順書の記載に従い，事故時運転操作手順書（事象ベース）に移行する。 <br> c．警報発生時操作手順書及び事故時運転操作手順書（事象ベース）による対応中は，パラメー タ（炉心の冷却機能，格納容器の健全性等）を常に監視し，事故時運転操作手順書（徴候ベー ス）の導入条件が成立した場合には，事故時運転操作手順書（徴候ベース）に移行する。 <br> d．事故時運転操作手順書（徴候ベース）の導入条件が成立した場合でも，原子炉スクラム時の確認事項等，事故時運転操作手順書（事象ベース）に具体的内容を定めている対応については事故時運転操作手順書（事象ベース）を参照する。 <br> e．異常又は事故が収束した場合は，事故時運転操作手順書（徴候ベース）に従い復旧の措置を行う。 <br> f．事故時運転操作手順書（徴候ベース）による対応で事故収束せず炉心損傷に至るおそれがあ | i ．警報処置運転手順書 <br> 中央制御室および現場制御盤に警報が発生した際に，警報発生原因の除去あるいはプラ <br> ントを安全な状態に維持するために必要な対応操作に使用 <br> ii．非常時操作手順書（イベントベース） <br> 単一の故障等で発生する可能性のある異常または事故が発生した際に，事故の進展を防止するために必要な対応操作に使用 <br> iii．非常時操作手順書（徴候ベース） <br> 事故の起因事象を問わず，非常時操作手順書（イベントベース）では対処できない複数 の設備の故障等による異常または事故が発生した際に，重大事故への進展を防止するため に必要な対応操作に使用 <br> iv．非常時操作手順書（シビアアクシデント） <br> 非常時操作手順書（徴候ベース）で対応する状態から更に事象が進展し炉心損傷に至る おそれがある場合，または炉心損傷に至った場合に，事故の拡大を防止し影響を緩和する ために必要な対応操作に使用 <br> V．非常時操作手順書（設備別） <br> 非常時操作手順書（徴候ベース）および非常時操作手順書（シビアアクシデント）で使用する設備に対しての個別の操作内容を定めた手順 <br> vi．非常時操作手順書（プラント停止中） <br> プラント停止時に発生する可能性のある異常または事故が発生した際に，事故の進展を防止するために必要な対応操作に使用 <br> （b）発電所対策本部は，運転員からの要請あるいは発電所対策本部の判断により，運転員の事故対応の支援を行う。発電所対策本部用手順書として，事故状況に応じた戦略の検討および現場での重大事故等対策を的確に実施するための必要事項を明確に示した手順を定める。 <br> （c ）運転操作手順書は，事故の進展状況に応じて構成を明確化し，手順書相互間を的確に移行 できるよう，移行基準を明確に定める。 <br> i．異常または事故の発生時，警報処置運転手順書により初期対応を行う。 <br> ii ．警報処置運転手順書による事象が進展した場合には，警報処置運転手順書から非常時操作手順書（イベントベース）に移行する。 <br> iii．原子炉停止中において，警報処置運転手順書による対応中に非常時操作手順書（プラン ト停止中）の導入条件が成立した場合には，非常時操作手順書（プラント停止中）に移行 する。 <br> iv．警報処置運転手順書および非常時操作手順書（イベントベース）による対応中は，パラ メータ（炉心の冷却機能，原子炉格納容器の健全性等）を常に監視し，非常時操作手順書 （徴候ベース）の導入条件が成立した場合には，非常時操作手順書（徴候ベース）に移行 する。 <br> V．非常時操作手順書（徴候ベース）の導入条件が成立した場合でも，原子炉スクラム時の確認事項等，非常時操作手順書（イベントベース）に具体的内容を定めている対応につい ては非常時操作手順書（イベントベース）を参照する。 <br> vi．異常または事故が収束した場合は，非常時操作手順書（徴候ベース）に従い復旧の措置 を行ら。 <br> vii．非常時操作手順書（徴候ベース）による対応で事故収束せず炉心損傷に至るおそれがあ | －手順書体系の相違（女川 は運転員が使用する手順書として整備） <br> TS－10 1134ページ参照 TS－59 54 ページ参照 <br> －手順書体系の相違（女川 はプラント運転中と停止中で使用する手順書 を明確化するため，別冊 で整備） <br> TS－10 1134 ページ参照 TS－59 54ページ参照 <br> －手順書体系の相違（女川 は，非常時操作手順書 （プラント停止中）があ ることから記載） |


|  | 保安規定比較表 | あり） <br> （実質的な相違なし） |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| る場合，又は炉心損傷に至った場合は，事故時運転操作手順書（シビアアクシデント）に移行 する。 <br> 力。発電GM及び防災安全GMは，重大事故等対策実施の判断基準として確認する水位，圧力，温度等の計測可能なパラメータを整理し，運転操作手順書及び緊急時対策本部用手順書に定めると ともに，以下の重大事故等に対処するための事項についても定める。 <br> 具体的な手順については，表 1 5「15．事故時の計装に関する手順等」参照 <br> （ア）監視することが必要なパラメータを，あらかじめ選定し，運転操作手順書及び緊急時対策本部用手順書に定めること。 <br> （イ）記録の可否，直流電源喪失時における可搬型計測器による計測可否等の情報を運転操作手順書に定めること。 <br> （ウ）原子炉施設の状態を監視するパラメータが故障等により計測不能な場合は，他のパラメータ にて当該パラメータを推定する方法を緊急時対策本部用手順書に定めること。 <br> （エ）パラメータ挙動予測，影響評価すべき項目及び監視パラメータ等を緊急時対策本部用手順書 に定めること。 <br> （オ）有効性評価等にて整理した有効な情報について，運転員が監視すべきパラメータの選定，状況の把握及び事象進展予測並びに対応処置の参考情報とし，運転操作手順書に定めること。 <br> また，有効性評価等にて整理した有効な情報について，緊急時対策要員が運転操作を支援す るための参考情報とし，緊急時対策本部用手順書に定めること。 <br> キ。各GMは，前兆事象として把握ができるか，重大事故を引き起こす可能性があるかを考慮して，設備の安全機能の維持及び事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておき，前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制及び手順を整備する。 <br> （ア）発電GM及び防災安全GMは，大津波警報が発令された場合，原子炉の停止及び冷却操作を行う手順，また，所員の高台への避難及び扉の閉止を行い，津波監視カメラ及び取水槽水位計 による津波の継続監視を行う手順を整備する。 <br> （イ）各GMは，台風進路に想定された場合，屋外設備の暴風雨対策の強化及び巡視点検を強化す る手順を整備する。 <br> （ウ）各GMは，前兆事象を伴う事象に対して，気象情報の収集，巡視点検の強化及び前兆事象に応じた事故の未然防止の対応を行う手順を整備する。 <br> ク・技術計画GMは，発電所敷地内外の固定源に対して，有毒化学物質の確認の実施により，運転•対処要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする手順と体制を定める。 <br> ケ・技術計画GMは，予期せぬ有毒ガスの発生においても，運転•対処要員に対して配備した防護具を着用すること及び防護具のバックアップ体制を整備することにより，事故対策に必要な各種 の指示，操作を行うことができるよう手順と体制を定める。 <br> コ．技術計画GMは，有毒ガスの発生による異常を検知した場合に，当直長等に連絡し，当直長等 は連絡責任者を経由して通信連絡設備により，有毒ガスの発生を必要な要員に周知するための手順を定める。 <br> （2）各GMは，本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては，通常時に使用する系統から弁操作又は工具等の使用により速やかに切替えられるよう当該操作等 を明確にし，通常時に使用する系統から速やかに切り替えるために必要な手順等を手順書に定め | る場合，または炉心損傷に至った場合は，非常時操作手順書（シビアアクシデント）に移 <br> 行する。 <br> f．発電管理課長および防災課長は，重大事故等対策実施の判断基準として確認する水位，圧力，温度等の計測可能なパラメータを整理し，運転操作手順書および発電所対策本部用手順書に定 めるとともに，以下の重大事故等に対処するための事項についても定める。具体的な手順については，表 1 5 「1 5．事故時の計装に関する手順等」参照。 <br> （a）監視することが必要なパラメータのうち，原子灲施設の状態を直接監視するパラメータを あらかじめ選定し，運転操作手順書および発電所対策本部用手順書に定めること。 <br> （b）記録の可否，直流電源喪失時における可搬型計測器による計測可否等の情報を発電所対策本部用手順書に定めること。 <br> （c）原子炉施設の状態を監視するパラメータが故障等により計測不能な場合は，他のパラメー夕にて当該パラメータを推定する方法を発電所対策本部用手順書に定めること。 <br> （d）パラメータ挙動予測，影響評価すべき項目，監視パラメータ等を発電所対策本部用手順書 に定めること。 <br> （e）有効性評価等にて整理した有効な情報について，運転員が監視すべきパラメータの選定，状況の把握および進展予測ならびに対応処置の参考情報とし，運転操作手順書に定めること。 <br> また，有効性評価等にて整理した有効な情報について，重大事故等対策要員（運転員を除 が運転操作を支援するための参考情報とし，発電所対策本部用手順書に定めること。 <br> g．各課長は，前兆事象として把握ができるか，重大事故を引き起こす可能性があるかを考慮し て，設備の安全機能の維持および事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておき，前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制および手順を整備する。 <br> （ a ）発電管理課長および防災課長は，大津波警報が発表された場合，原則として原子炉の停止 および冷却操作を行う手順，また，所員の避難および扉の閉止を行い，取水ピット水位計お よび津波監視カメラによる津波の継続監視を行う手順を整備する。 <br> ただし，以下の場合はその限りではない。 <br> i ．大津波警報が誤報であった場合。 <br> ii．発電所から遠方で発生した地震に伴ら津波であって，津波が到達するまでの間に大津波警報が解除または見直された場合。 <br> （b）各課長は，台風進路に想定された場合，屋外設備の暴風雨対策の強化および巡視点検を強化する手順を整備する。 <br> （c）各課長は，前兆事象を伴う事象に対して，気象情報の収集，巡視点検の強化および前兆事象に応じた事故の未然防止の対応を行う手順を整備する。 <br> h．防災課長は，発電所敷地内外の固定源に対して，有毒化学物質の確認の実施により，運転•対処要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする手順と体制を定める。 <br> i．防災課長は，予期せぬ有毒がスの発生においても，運転•対処要員に対して配備した防護具 を着用することおよび防護具のバックアップ体制を整備することにより，事故対策に必要な各種の指示，操作を行うことができるよう手順と体制を定める。 <br> j。防災課長は，有毒ガスの発生による異常を検知した場合に，発電課長等に連絡し，発電課長等は連絡責任者を経由して通信連絡設備により，有毒ガスの発生を必要な要員に周知するた めの手順を定める。 <br> （2）各課長は，本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては，通常時に使用する系統から弁操作により速やかに切り替えられるよう当該操作等を明確にし，通常時に使用する系統から速やかに切り替えるために必要な手順等を手順書に定める。 | －運用の相違（女川で <br> は，PWRプラント同様に大津波警報が誤報や見直された場合の措置を記載） <br> －女川は，通常使用する系統から切り替える際に， |


|  | 保安規定比較表 | 赤字：設備，運用等の相違（実質的な相違あり） <br> 緑字：記載表現，記載箇所，名称等の相違（実質的な相違なし） <br> 下線：旧条文からの変更箇所 |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| る。 <br> 1． 4 定期的な評価 <br> （1）各GMは，1．1項から1．3項の活動の実施結果を取りまとめ， 1 年に 1 回以上定期的に評価を行うとともに，評価結果に基づき必要な措置を講じ，防災安全GMに報告する。 <br> （2）防災安全GMは，（1）の活動の評価結果を取りまとめ，1年に1回以上定期的に計画の評価を行うとともに，評価結果に基づき，より適切な活動となるよう必要に応じて，計画の見直しを行 う。 <br> （3）原子力運営管理部長は，1．1 項及び 1 。 2 項の実施内容を踏まえ， 1 年に 1 回以上定期的に評価を行うとともに，評価結果に基づき，より適切な活動となるよう必要に応じて，計画の見直 しを行う。 | （3）防災課長は，地下水位低下設備の機能喪失のおそれがある場合または機能喪失の場合に備え，地下水位低下設備の復旧作業に的確かつ柔軟に対処できるように，手順を整備する。さらに，地下水位低下設備の機能喪失が外部からの支援が可能となるまでの一定期間を超え長期に及ぶ場合 を想定し，外部支援等によりアクセスルートの通行性の確保を図る手順の整備を行う。 <br> 1． 4 定期的な評価 <br> （1）各課長は，1．1 項から1．3項の活動の実施結果を取りまとめ，1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価結果に基づき必要な措置を講じ，防災課長に報告する。 <br> （2）防災課長は，（1）の活動の評価結果を取りまとめ，1年に1回以上定期的に計画の評価を行う とともに，評価結果に基づき，より適切な活動となるよう必要に応じて，計画の見直しを行う。 <br> （3）原子力部長は，1．1 項および1．2項の実施内容を踏まえ，1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価結果に基づき，より適切な活動となるよう必要に応じて，計画の見直しを行 ら。 | バルブ操作のみでライ ン切替えを実施するこ とから工具は使用しな い。 <br> －運用の相違（女川では地下水位低下設備の機能 を考慮し，アクセスルー トの確保を行う。） <br> TS－10 1127 ページ参照 |





|  | 保安規定比較表 | あり） <br> （実質的な相違なし） |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| （ウ）防災安全GMは，（イ）項に係る設備を設置又は改造する場合，当該設備の使用を開始する までに，技術的能力の確認訓練の要素を考慮した確認方法により，力量付与の妥当性を確認す る。 <br> イ．力量の維持向上のための教育訓練 <br> 防災安全GMは，力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。 <br> また，運転員，緊急時対策要員及び自衛消防隊に対し，大規模損壊発生時に対処するために必要な力量の維持向上を図るため，以下の教育訓練について，マニュアルに基づき実施する。 <br> なお，力量の維持向上のために有効と判断される新たな知見等が発生した場合には，以下の内容に限定せず，教育訓練を行う。 <br> （ア）自衛消防隊に対する以下の操作の教育訓練が，年1回以上実施されていることを確認する。 <br> a．大型化学高所放水車，化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車を用いた大型航空機の衝突による航空機燃料火災を想定した泡消火並びに延焼防止のための消火訓練 <br> （イ）運転員及び緊急時対策要員（復旧班員）については，要員の役割に応じて付与される力量に加え，要員の多能化を計画的に実施する。 <br> （ウ）原子力防災管理者及びその代行者を対象に，大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能 しない場合等の事象を想定した個別の教育訓練を，年1回以上実施する。 <br> ウ．技術的能力の確認訓練 <br> 防災安全GMは，技術的能力を満足することを確認するための訓練の実施計画を作成し，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。 <br> 防災安全GMは，緊急時対策要員に対し，大規模損壊発生時に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための以下の訓練について，マニュアルに基づき実施 する。 <br> （ア）大規模損壊発生時のプラント状況の把握，情報収集，的確な対応操作の選択及び指揮者等と各要員との連携を含めた実効性等を確認するための総合的な訓練について，任意の指揮者等を対象※に年1回以上実施する。 <br> ※毎年特定の者に偏らないように配慮する。 <br> （3）設備及び資機材の配備 <br> ア．大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に必要な設備 の配備及び当該設備の防護の基本的な考え方 <br> 各GMは，可搬型重大事故等対処設備は，重大事故等対策で配備する設備の基本的な考え方を基に配備し，同等の機能を有する設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に機能喪失することのないよう外部事象の影響を受けにくい場所に保管する。 <br> また，大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの共通要因で，同時に複数の可搬型重大事故等対処設備が機能喪失しないように保管場所を分散しかつ十分離し て配備する。 <br> （ア）屋外の可搬型重大事故等対処設備は，基準地震動を超える地震動に対して，地震により生ず る敷地下斜面のすべり，液状化及び摇すり込みによる不等沈下，地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊等の影響を受けない場所に保管する。また，基準津波又はそれを超える津波に対し て，裕度を有する高台に保管する。 <br> （イ）屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，故意による大型航空機の衝突その他のテロリ | （c）防災課長は，（b）項に係る設備を設置または改造する場合，当該設備の使用を開始するまで に，技術的能力の確認訓練の要素を考慮した確認方法により，力量付与の妥当性を確認する。 <br> b．力量の維持向上のための教育訓練 <br> 防災課長は，力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。 <br> また，運転員，重大事故等対策要員（運転員を除く。）および初期消火要員（消防車隊）に対 <br> し，大規模損壊発生時に対処するために必要な力量の維持向上を図るため，以下の教育訓練につ いて，品質マネジメント文書に基づき実施する。 <br> なお，力量の維持向上のために有効と判断される新たな知見等が発生した場合には，以下の内容に限定せず，教育訓練を行う。 <br> （a）初期消火要員（消防車隊）に対する以下の操作の教育訓練が，年1回以上実施されているこ とを確認する。 <br> －大型化学高所放水車，化学消防自動車を用いた大型航空機の衝突による航空機燃料火災を想定した泡消火および延焼防止のための消火訓練 <br> （b）運転員および重大事故等対応要員については，要員の役割に応じて付与される力量に加え，要員の多能化を計画的に実施する。 <br> （c）原子力防災管理者およびその代行者を対象に，大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定した個別の教育訓練を，年1回以上実施する。 <br> C．技術的能力の確認訓練 <br> 防災課長は，技術的能力を満足することを確認するための訓練の実施計画を作成し，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。 <br> 防災課長は，重大事故等対策要員に対し，大規模損壊発生時に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための以下の訓練について，品質マネジメント文書に基づき実施する。 <br> －大規模損壊発生時のプラント状況の把握，情報収集，的確な対応操作の選択および指揮者等と各要員との連携を含めた実効性等を確認するための総合的な訓練について，任意の指揮者等を対象※に年1回以上実施する。 <br> ※毎年特定の者に偏らないように配慮する。 <br> （3）設備および資機材の配備 <br> a ．大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に必要な設備の配備および当該設備の防護の基本的な考え方 <br> 各課長は，可搬型重大事故等対処設備は，重大事故等対策で配備する設備の基本的な考え方を基に配備し，同等の機能を有する設計基準事故対処設備および常設重大事故等対処設備と同時に機能喪失することのないよう外部事象の影響を受けにくい場所に保管する。 <br> また，大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの共通要因で，同時に複数の可搬型重大事故等対処設備が機能喪失しないように保管場所を分散しかつ十分離し て配備する。 <br> （a）屋外の可搬型重大事故等対処設備は，基準地震動を超える地震動に対して，地震により生ず る敷地下斜面のすべり，液状化および摇すり込みによる不等沈下，地盤支持力の不足および地下構造物の損壊等の影響を受けない場所に保管する。また，敷地に遡上する津波に対して，裕度を有する高台に保管する。 <br> （b）屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，故意による大型航空機の衝突その他のテロリ | －女川は，敷地に遡上する津波を超える規模の津波を想定 TS－10 1997ページ参照 |


|  | 保安規定比較表 | 赤字：設備，運用等の相違（実質的な相違あり） <br> 緑字：記載表現，記載箇所，名称等の相違（実質的な相違なし） <br> 下線：旧条文からの変更箇所 |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| ズムによる影響を考慮して，原子炉建屋，タービン建屋及び廃棄物処理建屋から100m以上離隔距離を確保するとともに，当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準対象施設及び常設重大事故等対処設備から 100 m 以上の離隔距離を確保した上で，当該建屋及び当該設備と同時に影響を受けない場所に分散して配備する。 <br> （ウ）可搬型重大事故等対処設備同士の距離を十分に離して複数箇所に分散して保管する。原子炉建屋外から電力又は水を供給する可搬型重大事故等対処設備は，アクセスルートを確保した複数の接続口を設ける。また，速やかに消火及びがれき撤去ができる資機材を当該事象による影響を受けにくい場所に保管する。 <br> イ．大規模損壊に備えた資機材の配備に関する基本的な考え方 <br> 各GMは，大規模損壊発生時の対応に必要な資機材については，重大事故等対策で配備する資機材の基本的な考え方を基に，高線量の環境，大規模な火災の発生及び外部支援が受けられない状況を想定し配備する。また，そのような状況においても使用を期待できるよう，原子炉建屋及 びコントロール建屋から 100 m 以上離隔をとった場所に分散して配備する。 <br> （ア）全交流動力電源喪失が発生する環境で対応するために必要な照明機能を有する資機材を配備 する。 <br> （イ）地震及び津波のような大規模な自然災害による油タンク火災，又は故意による大型航空機の衝突に伴ら大規模な航空機燃料火災の発生に備え，必要な消火活動を実施するために着用する防護具，消火薬剤等の資機材及び大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）や放水砲等の消火設備を配備する。 <br> （ウ）炉心損傷及び格納容器の破損による高線量の環境下において，事故対応のために着用するマ スク，高線量対応防護服及び個人線量計等の必要な資機材を配備する。 <br> （エ）大規模な自然災害により外部支援が受けられない場合も事故対応を行うための防護具，線量計，食料等の資機材を確保する。 <br> （才）大規模損壊発生時において，指揮者と現場間，発電所外等との連絡に必要な通信連絡設備を確保するため，多様な複数の通信連絡設備を整備する。 <br> また，通常の通信連絡設備が使用不能な場合を想定した通信連絡設備として，衛星電話設備，無線連絡設備，携帯型音声呼出電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を配備する。 <br> 2． 2 手順書の整備 <br> 各GMは，大規模損壊発生時の手順書を整備するにあたっては，大規模損壊を発生させる可能性の ある外部事象として，設計基準を超えるような規模の自然災害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを想定する。 <br> また，原子炉施設の被災状況を把握するための手順及び被災状況を踏まえた優先実施事項の実行判断を行らための手順を整備する。 | ズムによる影響を考慮して，原子炉建屋および制御建屋から 100 m 以上離隔距離を確保すると ともに，当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準対象施設および常設重大事故等対処設備から 100 m 以上の離隔距離を確保した上で，当該建屋および当該設備 と同時に影響を受けない場所に分散して配備する。 <br> （c）可搬型重大事故等対処設備同士の距離を十分に離して複数箇所に分散して保管する。原子炉建屋外から電力または水を供給する可搬型重大事故等対処設備は，アクセスルートを確保した複数の接続口を設ける。また，アクセスルートを確保するために，速やかに消火およびがれき撤去ができる資機材を当該事象による影響を受けにくい場所に保管する。 <br> b．大規模損壊に備えた資機材の配備に関する基本的な考え方 <br> 各課長は，大規模損壊発生時の対応に必要な資機材については，重大事故等対策で配備する資機材の基本的な考え方を基に，高線量の環境，大規模な火災の発生および外部支援が受けられな い状況を想定し配備する。また，そのような状況においても使用を期待できるよう，原子炉建屋 および制御建屋から 100 m 以上離隔をとった場所に分散して配備する。 <br> （a）全交流動力電源喪失が発生する環境で対応するために必要な照明機能を有する資機材を配備 する。 <br> （b）地震および津波のような大規模な自然災害による油タンク火災または故意による大型航空機 の衝突に伴ら大規模な航空機燃料火災の発生に備え，必要な消火活動を実施するために着用す る防護具，消火薬剤等の資機材および大容量送水ポンプ（タイプII）や放水砲等の消火設備を配備する。 <br> （c）炉心損傷および原子炉格納容器の破損による高線量の環境下において，事故対応のために着用する全面マスク，高線量対応防護服，個人線量計等の必要な資機材を配備する。 <br> （d）大規模な自然災害により外部支援が受けられない場合も事故対応を行うための防護具，線量計，食料等の資機材を確保する。 <br> （e）大規模損壊発生時において，指揮者と現場間，発電所外等との連絡に必要な通信連絡設備を確保するため，多様な複数の通信連絡設備を整備する。 <br> また，通常の通信連絡設備が使用不能な場合を想定した通信連絡設備として，衛星電話設備，無線連絡設備，携行型通話装置および統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を配備する。 <br> さらに，消火活動専用の通信連絡が可能な無線連絡設備を配備する。 <br> 2． 2 手順書の整備 <br> 各課長は，大規模損壊発生時の手順書を整備するにあたっては，大規模損壊を発生させる可能性の ある外部事象として，設計基準を超えるような規模の自然災害および故意による大型航空機の衝突そ の他のテロリズムを想定する。 <br> また，原子炉施設の被災状況を把握するための手順および被災状況を踏まえた優先実施事項の実行判断を行らための手順を整備する。 | －女川の建屋内の設計基準対象施設及び常設重大事故等対処設備は，原子炉建屋及び制御建屋 に設置 <br> TS－10 1997ページ参照 <br> －女川は，発電所対策本部要員が消火活動専用通信連絡設備を使用し，現場と連絡を取りながら消火活動を行う。 <br> TS－10 1999ページ参照 <br> －女川は，大規模損壊に特化した手順に使用する資機材を配備する。 TS－10 1999ページ参照 |


| 保安規定比較表 |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| （1）自然災害については，大規模損壊を発生させる可能性のある自然災害の事象を選定した上で，整備した対応手順書の有効性を確認する。確率論的リスク評価の結果に基づく事故シーケンスグ ループの選定にて抽出しなかった地震及び津波特有の事象として発生する事故シーケンスについ ても対応できる手順書として整備する。 <br> （2）故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては，施設の広範囲にわたる損壊，多数の機器の機能喪失及び大規模な火災が発生して原子炬施設に大きな影響を与える事象を前提と した対応手順書を整備する。 <br> （3）大規模損壊を発生させる可能性のある自然災害への対応における考慮各GMは，原子炉施設の安全性に影響を与える可能性のある自然災害のうち，事前予測が可能 な風（台風），低温（凍結），積雪，火山については，影響を低減するための必要な安全措置を講 じることを考慮する。 <br> （4）故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における考慮 <br> 各GMは，故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応手順書を整備するにあた っては，施設の広範囲にわたる損壊，多数の機器の機能喪失及び大規模な火災が発生して原子炉施設に大きな影響を与えることを想定し，その上で多様性及び柔軟性を有する手段を構築する。 <br> 各GMは，大規模損壊時に対応する手順の整備にあたっては，大規模損壊の発生によって，多量の放射性物質が環境中に放出されるような万一の事態に至る可能性も想定し，原子炉施設にお いて使える可能性のある設備，資機材及び要員を最大限に活用した多様性及び柔軟性を有する手段を構築する。 <br> （5）大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作 <br> 各GMは，大規模損壊の対応にあたつては，発電所外への放射性物質放出の防止及び抑制を最優先とする。 <br> ア．大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー <br> 当直長は，大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより，発電所における緊急時態勢発令に至る事象が発生した場合は，事故時運転操作手順書（事象べー ス，徴候ベース，シビアアクシデント等）に基づいて対応操作することを基本とする。 | （1）自然災害については，大規模損壊を発生させる可能性のある自然災害の事象を選定した上で，整備した対応手順書の有効性を確認する。これに加え，確率論的リスク評価の結果に基づく事故 シーケンスグループの選定にて抽出しなかった地震および津波特有の事象として発生する事故シ ーケンスについても対応できる手順書として整備する。 <br> （2）故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては，施設の広範囲にわたる損壊，多数の機器の機能喪失および大規模な火災が発生して原子炉施設に大きな影響を与える事象を前提 とした対応手順書を整備する。 <br> （3）大規模損壊を発生させる可能性のある自然災害への対応における考慮 <br> 各課長は，原子炉施設の安全性に影響を与える可能性のある自然災害のうち，事前予測が可能 な竜巻，凍結，積雪，火山の影響，森林火災については，影響を低減するための必要な安全措置 を講じることを考慮する。さらに，事態収束に必要と考えられる機能の状態に着目して事象の進展を考慮する。 <br> （4）故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における考慮各課長は，故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応手順書を整備するにあた つては，施設の広範囲にわたる損壊，多数の機器の機能喪失および大規模な火災が発生して原子炉施設に大きな影響を与えることを想定し，多様性および柔軟性を有する手段を構築する。 <br> 各課長は，大規模損壊時に対応する手順の整備にあたっては，大規模損壊の発生によって，多量の放射性物質が環境中に放出されるような万一の事態に至る可能性も想定し，原子炉施設にお いて使える可能性のある設備，資機材および要員を最大限に活用した多様性および柔軟性を有す る手段を構築する。 <br> （5）大規模損壊発生時の対応手順書の整備およびその対応操作 <br> 各課長は，大規模損壊の対応にあたつては，発電所外への放射性物質放出の防止及び抑制を最優先とする。 <br> a．大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー発電課長は，大規模損壊が発生するおそれがある場合または発生した場合は，発電所対策本部長の指揮の下で，非常時操作手順書（イベントベース，徴候ベース，シビアアクシデント等），重大事故等対応要領書，アクシデントマネジメントガイドに基づいて対応操作することを基本 とする。 <br> 原子力防災管理者は，大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリ ズムの発生について，緊急地震速報，大津波警報，外部からの情報連絡，衝撃音，衝突音等に より検知した場合，中央制御室の状況，プラント状態の大まかな確認および把握（火災発生の有無，建屋の損壊状況等）を行うとともに，大規模損壊の発生（または発生が疑われる場合） の判断を行う。 <br> －プラント監視機能または制御機能の喪失によりプラント状態把握に支障が発生した場合 （中央制御室の機能喪失や中央制御室と連絡が取れない場合を含む。） <br> －使用済燃料プールの損傷により水の漏えいが発生し，使用済燃料プールの水位が維持でき ない場合 <br> －炉心冷却機能および放射性物質閉じ込め機能に影響を与える可能性があるような大規模な損壊（建屋損壊に伴う広範囲な機能喪失等）が発生した場合 | －女川は大規模損壊が発生した以降，構内の限ら れた要員•資源の状況を総合的に判断し，大規模損壊対応を実行するた め，発電所対策本部にて判断することとしてい る。 <br> －女川は，大規模損壊時に は使用できるものは使用するといった柔軟な対応を行うため，重大事故等時から使用する手順に加えて大規模損壊 に特化した手順を整備 する。この大規模損壊に特化した手順で使用す る設備は，所定の役割と は異なる役割に使用す |



| 保安規定比較表 |  | 赤字：設備，運用等の相違（実質的な相違あり） <br> 緑字：記載表現，記載箇所，名称等の相違（実質的な相違なし） <br> 下線：旧条文からの変更箇所 |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| 当面達成すべき目標設定の考え方を次に示す。 <br> 活動にあたつては，緊急時対策要員の安全確保を最優先とする。 <br> －第一義的目標は炉心損傷を回避するため，速やかに原子炉を停止し，注水することである。炉心損傷に至った場合においても原子炉への注水は必要となる。 <br> - 炉心損傷が回避できない場合は，格納容器の破損を回避する。 <br> - 使用済燃料プールの水位が低下している場合は，速やかに注水する。 <br> これらの努力を最大限行った場合においても，炉心損傷かつ格納容器の破損又は使用済燃料 プール水位の異常低下の回避が困難な場合は放射性物質の拡散抑制を行う。 <br> これらの目標は，複数の目標を同時に設定するケースも想定される。また，プラント状況に応じて，設定する目標も随時見直していくこととする。 <br> （ウ）個別戦略を選択するための判断フロー <br> 緊急時対策本部は，（イ）項で決定した目標設定に基づき，個別戦略を実施していく。設定目標と実施する個別戦略の考え方を次に示す。 <br> a．設定目標：炉心損傷回避のための原子炉圧力容器への注水 <br> 原子炉の「止める」，「泠やす」機能を優先的に実施する。 <br> b．設定目標：格納容器の破損回避 <br> 基本的に炉心損傷が発生した場合においても，原子炉圧力容器への注水は継続して必要とな るが，使用可能な設備や対応可能要員の観点から，一時的に格納容器の破損回避の対応を優先 せざるを得ない状況になることが想定される。この際に「閉じ込め」機能を維持するための個別戦略を実施する。 <br> 格納容器の損傷が発生し，原子炉建屋内に放射性物質が漏えいする状況が想定される場合 は，放射性物質拡散抑制戦略を実施する。 <br> c．設定目標：使用済燃料プール水位確保 <br> 使用済燃料プール内の燃料の冷却のための個別戦略を実施する。使用済燃料プール内の燃料損傷が発生し，原子炉建屋内の放射性物質濃度が上昇する状況が想定される場合は，放射性物質拡散抑制戦略を実施する。 <br> d．設定目標：放射性物質拡散抑制 <br> 炉心損傷が発生するとともに原子炉圧力容器への注水が行えない場合，使用済燃料プール水位の低下が継続している場合又は原子炉建屋が損傷している場合は，放射性物質拡散抑制戦略 を実施する。 <br> イ．大規模損壊発生時に活動を行らために必要な手順書 <br> 各GMは，大規模損壊が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対応する手順について は，重大事故等対策で整備する設備を活用した手順等に加えて共通要因で同時に機能喪失するこ とのない可搬型重大事故等対処設備等を用いた手順，中央制御室での監視及び制御機能が喪失し た場合でも対応できるよう現場にてプラントパラメータを監視するための手順，可搬型計測器に てプラントパラメータを監視するための手順，建物や設備の状況を目視にて確認するための手順，現場にて直接機器を作動させるための手順等を整備する。 <br> （ア）5つの活動又は緩和対策を行らための手順書 <br> a ．大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順等 <br> タービンGMは，故意による大型航空機の衝突による航空機燃料火災を想定し，放水砲等を用いた泡消火についての手順書を定める。 <br> また，タービンGM及び防災安全GMは，地震及び津波のような大規模な自然災害において | 当面達成すべき目標設定の考え方を次に示す。 <br> 活動にあたっては，重大事故等対策要員の安全確保を最優先とする。 <br> －第一義的目標は炉心損傷を回避するため，速やかに原子炉を停止し，注水することである。 <br> 炬心損傷に至った場合においても原子炬への注水は必要となる。 <br> - 炬心損傷が回避できない場合は，原子炉格納容器の破損を回避する。 <br> - 使用済燃料プールの水位が低下している場合は，速やかに注水する。 <br> - これらの努力を最大限行った場合においても，炉心損傷かつ原子炉格納容器の破損または使用済燃料プール水位の異常低下の回避が困難な場合は放射性物質の拡散抑制を行う。 <br> これらの目標は，複数の目標を同時に設定するケースも想定される。また，プラント状況 <br> に応じて，設定する目標も随時見直していくこととする。 <br> （b）個別戦略を選択するための判断フロー <br> 発電所対策本部は，（a）項で決定した目標設定に基づき，個別戦略を実施していく。設定 <br> 目標と実施する個別戦略の考え方を次に示す。 <br> i ．設定目標：炉心損傷回避のための原子炉圧力容器への注水 <br> 原子炉の「止める」，「冷やす」機能を優先的に実施する。 <br> ii．設定目標：原子炉格納容器の破損回避 <br> 基本的に炉心損傷が発生した場合においても，原子炉圧力容器への注水は継続して必要 となるが，使用可能な設備や対応可能要員の観点から，一時的に原子炉格納容器の破損回避の対応を優先せざるを得ない状況になることが想定される。この際に「閉じ込め」機能 を維持するための個別戦略を実施する。 <br> 原子炉格納容器の損傷が発生し，原子炉建屋内に放射性物質が漏えいする状況が想定さ れる場合は，放射性物質拡散抑制戦略を実施する。 <br> iii．設定目標：使用済燃料プール水位確保 <br> 使用済燃料プール内の燃料の泠却のための個別戦略を実施する。使用済燃料プール内の燃料損傷が発生し，原子炉建屋内の放射性物質濃度が上昇する状況が想定される場合は，放射性物質拡散抑制戦略を実施する。 <br> iv．設定目標：放射性物質拡散抑制 <br> 炉心損傷が発生するとともに原子炉圧力容器への注水が行えない場合，使用済燃料プー ル水位の低下が継続している場合または原子炉建屋が損傷している場合は，放射性物質拡散抑制戦略を実施する。 <br> b．大規模損壊発生時に活動を行らために必要な手順書 <br> 各課長は，大規模損壊が発生するおそれがある場合または発生した場合に対応する手順につ いては，（a）項に示すちつの活動を行らための手順を網羅する。また，重大事故等対策で整備 する設備を活用した手順等に加えて共通要因で同時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備等を用いた手順，中央制御室での監視および制御機能が喪失した場合でも対応でき るよう現場にてプラントパラメータを監視するための手順，可搬型計測器にてプラントパラメ ータを監視するための手順，建物や設備の状況を目視にて確認するための手順および現場にて直接機器を作動させるための手順等を整備する。 <br> （ a ）5 つの活動または緩和対策を行うための手順書 <br> i．大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順等 <br> 防災課長は，故意による大型航空機の衝突による航空機燃料火災を想定し，放水砲等を用いた泡消火についての手順書を定める。 <br> また，防災課長は，地震および津波のような大規模な自然災害においては，施設内の油 |  |




| 保安規定比較表 |  | 的な相違なし） |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| （b）その際，防潮堤の内側で放射性物質吸着材を設置することにより污染水の海洋への拡散抑制を行う。 <br> （c）放水することで放射性物質を含む汚染水が構内排水路を通って北放水口から海へ流れ出す ため，汚濁防止膜を設置することで，海洋への拡散範囲を抑制する。 <br> （d）また，汚濁防止膜の設置が困難な状況（大津波警報や津波警報が出ている状況）である場合，大津波警報又は津波警報が解除された後に汚濁防止膜の設置を開始する。 <br> （イ）「2．原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」 <br> 各GMは，重大事故等対策にて整備する表2「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉 を泠却するための手順等」の手順を整備する。 <br> （ウ）「3．原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」 <br> 各GMは，重大事故等対策にて整備する表3「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するため の手順等」の手順を整備する。 <br> （エ）「4．原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を泠却するための手順等」 <br> 各GMは，重大事故等対策にて整備する表4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉 を冷却するための手順等」の手順を整備する。 <br> （オ）「5．最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」 <br> 各GMは，重大事故等対策にて整備する表5「最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の手順を整備する。 <br> （カ）「6．格納容器内の冷却等のための手順等」 <br> 各GMは，重大事故等対策にて整備する表 6 「格納容器内の冷却等のための手順等」の手順 を整備する。 <br> （キ）「7．格納容器の過圧破損を防止するための手順等」 <br> 各GMは，重大事故等対策にて整備する表 7 「格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の手順を整備する。 <br> （ク）「8．格納容器下部の溶融炉心を泠却するための手順等」 <br> 各GMは，重大事故等対策にて整備する表 8 「格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の手順を整備する。 <br> （ケ）「9．水素爆発による格納容器の破損を防止するための手順等」 <br> 各GMは，重大事故等対策にて整備する表9「水素爆発による格納容器の破損を防止するた めの手順等」の手順を整備する。 <br> （コ）「 10 ．水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」 <br> 各GMは，重大事故等対策にて整備する表 1 0 「水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止 するための手順等」の手順を整備する。 <br> （サ）「11．使用済燃料プールの泠却等のための手順等」 <br> 各GMは，重大事故等対策にて整備する表11「使用済燃料プールの泠却等のための手順等」の手順を整備する。 <br> （シ）「12．発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」 <br> 各GMは，重大事故等対策にて整備する表 12 「発電所外への放射性物質の拡散を抑制する ための手順等」の手順を整備する。 <br> （ス）「13．重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」 <br> 各GMは，重大事故等対策にて整備する表13「重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」の手順を整備する。 | （ii）その際，放水することで放射性物質を含む汚染水が南側排水路排水桝およびタービン補機放水ピットを通って南側排水路または放水口から海へ流れ出すため，シルトフェン スを設置することで，海洋への拡散範囲を抑制する。 <br> （iii）防潮堤の内側で放射性物質吸着材を設置することにより汚染水の海洋への拡散抑制を行う。 <br> （iv）また，シルトフェンスの設置が困難な状況（大津波警報や津波警報が出ている状況） である場合，大津波警報または津波警報が解除された後にシルトフェンスの設置を開始 する。 <br> （b）「2．原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」 <br> 各課長は，重大事故等対策にて整備する表2「原子炬冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を泠却するための手順等」の手順を整備する。 <br> （c）「3．原子炉泠却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」 <br> 各課長は，重大事故等対策にて整備する表3「原子炬冷却材圧力バウンダリを減圧するため の手順等」の手順を整備する。 <br> （d）「4．原子炉泠却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を泠却するための手順等」各課長は，重大事故等対策にて整備する表4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉 を冷却するための手順等」の手順を整備する。 <br> （e）「5．最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」 <br> 各課長は，重大事故等対策にて整備する表5「最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の手順を整備する。 <br> （f）「6．原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」 <br> 各課長は，重大事故等対策にて整備する表6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」 の手順を整備する。 <br> （g）「7．原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」 <br> 各課長は，重大事故等対策にて整備する表7「原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の手順を整備する。 <br> （h）「8．原子炉格納容器下部の溶融炉心を泠却するための手順等」各課長は，重大事故等対策にて整備する表8「原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するた めの手順等」の手順を整備する。 <br> （i）「9．水素爆発による原子灲格納容器の破損を防止するための手順等」 <br> 各課長は，重大事故等対策にて整備する表9「水素爆発による原子炬格納容器の破損を防止 するための手順等」の手順を整備する。 <br> （ j ）「 10 。水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」 <br> 各課長は，重大事故等対策にて整備する表 10 「水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止 するための手順等」の手順を整備する。 <br> （k）「11．使用済燃料プールの泠却等のための手順等」 <br> 各課長は，重大事故等対策にて整備する表 11 「使用済燃料プールの冷却等のための手順等」 の手順を整備する。 <br> （1）「12．発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」 <br> 各課長は，重大事故等対策にて整備する表 12 「発電所外への放射性物質の拡散を抑制する ための手順等」の手順を整備する。 <br> （m）「13．重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」 <br> 各課長は，重大事故等対策にて整備する表 13 「重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」の手順を整備する。 |  |




